

致余序

失業保險審查官及失業保險審查令頒給

内閣は、失業保険法（昭和五年法律第百四十六号）の一大條の規定に  
依り、之に失業保険審査官が失業保険審査委員会規程を制定する。

第一章 失業保険審査官及びその職務

審査官といふのは、勞働大臣が工部省の常任委員會の口  
令を以て、勞働省職業安定局上級取扱官置く。

六三候　書面が審査と譲り受けたときは、請求人は、傍印大臣の定める審査  
請求書に、左に掲げた項目と記載し、証収書類があるときはこれを  
添附した上、該署して印を捺さなければならぬ。

卷之三

故鄉遺稿卷之三

三、  
公務員の職業守定所名  
（官吏資格者）  
四、  
保険金の支拂に附す公務員の職業守定所名

## 五 保険金の支 六 諸末の趣旨

七 諸家の理由

## 八 証拠

### 一九 請求の年月日

又 代理人が審査を請求する場合には、その資格を証明する書面を添付して、代理人が審査請求書に記名して印をおさなければならぬ。

又四條 口頭で審査を請求するときは、請求人は、前條第一項第一号から第八号までに掲げる事項を陳述し、証拠書類があるときは、これを提出しなければならぬ。

又 審査官又は公共職業安定所の官吏は、前項の陳述を聴いて聴取書を作成し、年月日を記載して、請求人に読み聞かせた上、請求人とともに、これに記名して印をおさなければならぬ。

又 代理人が審査を請求する場合には、その資格を証明する書面を提出して、代理人が聴取書に記名して印をおさなければならぬ。

又二條 審査の請求があつた場合において、その事件が審査の請求をすることができるものであるときは、又は審査の請求が適法キ統に違反したものであるときは、審査官は、その理由を附してこれを却下しなければならぬ。但し、審査の請求の手続きの方に欠けたものがあるときは、審査官は、これを補正させ、特に輕微な事項について誤があるときは、これを補正しなければならぬ。

又六條 審査官は、審査の請求を受けたときは、直ちに審査の請求に関する書類の文を作成して、これを保険金の支給に關する処分をした公共職業安定所の長、受給資格者の居住地を管轄する公共職業安定所が二人と異る場合は居住地を管轄する公共職業安定所の長及び受給資格者を雇用した事業主に送付しなければならぬ。

又七條 審査官は、審査の請求を受けたときは、三十日以内に請求人の證明を聽いて審査をしなければならぬ。但し請求人が出頭することが困難な理由がある場合には、大書で審査をすることができる。

二 請求人は、補佐人を必要とするときは、補佐人一人と、ともに出席して説明し、又はやむを得ない事故のため出頭することができるときは、審査官の承認を得て、その代理人を出頭させることが出来る。

オハ保 請求人又は利害關係人が証人立向。申述をしたときは、審査官は、その証人に出頭を命じ、これを尋問しなければならぬ。

カ九條 関係官吏及び関係事業主は、審査官に対して、意見を述べ又は参考書類を提示することが出来る。

オ十保 審査官は、事件の一端が審査の決定をするに熟したときは、その部分について先づ決定することができる。

カ十一條 請求人が審査の決定前に死亡したときは、その承継人が、審査の請求手続きを受け継ぐものとする。

カ十二條 審査の決定は、文書によつてこれを行う。

メ 前項に規定する審査の決定書には、左に掲げる事項を記載して、

審査官がこれに記名して印をあさなければならぬ。

一 請求人の住所及び氏名並びに請求人が受給資格者と異き場合は、受給資格者の住所及び氏名

ニ 代理人が審査を請ました場合には、その代理人の氏名

ミ 保険金の支給に関する外の行われた公共職業安定所名

四 請求の趣旨及び理由の要旨

五 決定の主文

六 決定の理由

七 決定の年月日

オ十三條 審査官は、前項の規定による決定書の原本に基いて、正本一本及ぶ副本を作成し、これに記名して印をあし、正本は請求人へ交付し、副本は、保険金の支給に関する外の行われた公共職業安定所の長、受給資格者

の居住地を管轄する公共職業安定所がこゝと異る場合は居住地を管轄する公共職業安定所の長及び受給資格者を雇用した事業主に送付しなければならぬ。

又 請求人に對して決定書を交付することができないときは、審査官は、請求人の<sup>最後の</sup>居住地を管轄する公共職業安定所の掲示場に、その決定書を掲示しなければならぬ。

3 前項の規定によつて掲示をしてから七日を経過したときは、決定書の交付があつたものとみなす。

十四條 請求人は、審査官に對して、決定書のとう本の交付を請求することができる。

十五條 法第四十四条第一項の規定に基く証拠調の費用は、請求人の居住地を管轄する公共職業安定所において、こゝを支拂うものとする。

十六條 法第四十一条第二項の規定による職権審査を行う場合は、審

査官は、利害關係人の説明を聽いて、速かに審査をしなければならぬ。  
一、ギ銀保ガニ項、ナ九保、ナ十保及バヤ十二保(ヤニ項ナニ号)又バヤ四号  
ト除く。)から前條までの規定は、前項の職権審査にこゝを準用する。  
但し、「請求人」とあるのは、「保険金の支給を受けるべき者」と読み替え  
るものとする。

十七條 この章に規定するものの外、審査官の審査に因して必要な事項  
は、勞働大臣が、これを定める。

## 第二章 失業保険審査会及びその行う審査

第十九条 法第四十三条に規定する失業保険審査会（以下審査会といふ。）は、労働大臣の所轄に属し、労働省にこれを置く。  
第十九条 審査会の委員は、九人とし、労働大臣が公選され職にある者以外の者の中から、これを委嘱する。

第二十条 労働大臣は、必要ある場合は、遅滞なく、一日を下らない期間を定め、この期間内に被保険者を代表する者及び事業主を代表する者につき、各々本嘱すべき委員の少くとも二倍の候補者を推薦する。ことをそれとし労働組合及び事業主團体に對し求めるものとする。但し、適當な労働組合若しくは事業主團体がな、ときは、又は労働大臣の定めた期間内に推舉がな、ときは、労働大臣は、職権で委員を委嘱することができる。

第二十一条 審査会の委員の任期は、三年とし、一年ごとに被保険者を代表する委員、事業主を代表する委員及び公益を代表する委員各、一人を委嘱する。

第二十二条 委員が衆議院議員選挙法第十六条の規定により被選挙権を有しなくなつた場合、審査会に出席することができなくなつた場合、第十九条に規定する定員数を充てさせないために審査会に出席することを故意に拒んだ場合、又は審査会の決議による議事その他に關する決定には、しば違反した場合に、前項の規定にかかわらず、任期中のこれを解嘱することができる。但し、委員が審査会の決議による議事その他に關する定にしばしば違反したこと理由として、これを解嘱する場合には、全委員の三分の二の同意を得なければならぬ。

第二十三条 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とす。

第二十四条 会長は、公益を代表する委員の中から、委員がこれを選舉する。

第二十五条 会長に事故がある場合には、前項の規定に準じて選挙された者が会長の職務を代理する。

第二十六条 審査官のした審査の決定に不服のある者が、審査会に審査を請求するときは、審査会又は、請求人の居住地を管轄する公

共職業安定所の官吏は、書面又口頭で、請求の手続をしたければならぬ。

第ニ十三条  
書面及び審査を請求するときは、請求人は、労働大臣の定める審査請求書に、第十三条第一項各号に掲げた事項及び左に掲げる事項を記載し、証拠書類があるときはこれを添付し、上記名して印を捺す。なければならぬ。

一、審査を決定した審査官の氏名

二、審査官の決定書の交付を受けた年月日

又、第十三条第一項の規定は、代理人が審査の請求をする場合にこれを準用する。

第ニ十四条  
口頭で審査を請求するときは、請求人は、第十三条第一項第一号から八号まで及び前条第一項各号に掲げた事項を陳述し、証拠書類があるときは、これを提出しなければならない。

2、第十四条第一項の規定は、代理人が審査を請求する場合にこれを準用する。

3、前項の場合には、第十四条第一項の規定を準用する。

第ニ十五条  
審査会は、審査の請求を受けたときは、直ちに審査請求書の字又は審査請求の聽取書の字を作成して、これを審査の決定をして審査官、保険金の支給に関する処方をした公共職業安定所の長、被扶養者者の居住地を管轄する公共職業安定所がこれと異なる場合は居住地を管轄する公共職業安定所の長及び受給資格者を雇用した事業主に送付しなければならぬ。

オニナ六條  
会長は、審査の請求があったときは、速かに委員に計して適当な方法で通知をして審査会を招集しなければならぬ。

審査会は、被保險者を代表する委員、事業主を代表する委員及び公益を代表する委員、各々一人以上が出席しなければ議事を開き議決することができる。

3、審査会の議事は、出席率（会長である委員を除く。）の過半数で、

本を保有する可否の数々とさへ、会長ははすとこゝへよ。

第ニナセ條 審査の決定は、文書の上に署名捺印を行ふ。

前項に規定する審査の決定書には、ナナニ條オニ項各号に掲げる事項及び審査の決定をして審査官の氏名を記載して、会長が記名して印をあてなければならぬ。

第ニナハ條 審査会は、前條の規定による決定書の原本に基いて正本一通及び副本を作成し、審査会の印をあして、正本は審査の請求人に交付し、副本は審査の決定をして審査官、保護金の支給に関する処分された公共職業安定所の長、受給資格者の居住地を管轄する公共職業安定所が小と異なる場合は居住地を管轄する公共職業安定所の長及び受給資格者を雇用した事業主に送付しなければならぬ。

第ナナク條 第五條第一項、文ハ條からナナニ條まで、ナ十三條ナニ項各

ナ三項、ナナ四條並びにナナ五條の規定は、審査会の審査にこれと併

用す。

ナナ十條 務務大臣は、差更に付し、審査に要した費用を支拂ひなければならぬ。

前項に規定する費用の中、旅費、日当、宿泊料については、一般の官吏について定められた基準によるものとする。

ナナ十一條 國庫官吏は、会長の許可を受けて、審査会の会議に出席し、意見を述べることができる。

ナナ十二條 審査会の委員及び審査会の事務に從事する官吏又は二小の職にあつた者は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならぬ。

ナナ十三條 この章に規定するものの外、審査会の審査に関して、必要な事項は、勞働大臣が、二小を定める。

附 則

オ二十四條 この政令は、公布の日から、これを施行する。

オ三十五條 審査会の最初の委員のうち、その三分の一の者の任期は、これを一年とし、他の三分の一の者の任期は、二年とも、残りの三分の一の者の任期は、これを三年とする。その委員はそれで、労働大臣がこれを指定する。

オ三十六條 失業年当審査官及び失業年当審査会規程(昭和十三年政令十九号)の一部を次のよう改正する。

オ一條 中「都道府県毎に」を「労働省職業安定局に」に改める。

オ六條 オ二項及びオ三十四條第一項を三年を削る。

オ三十七條 失業保険委員会官制(昭和十二年政令第二百七十八号)の一部を次のように改正する。

一 ホ一條オニ項中「労働者を代表する者又は事業主を代表する者を推薦すること」と「勞働者を代表する者又は事業主を代表する者につき、各々委嘱すべき委員の少くとも二倍の候補者を推薦すること」とに改める。

労働大臣

内閣總理大臣